

能代市ふるさと特産品協力事業者募集要項

能代市では、地域の資源を活かした市内外へのシティセールスに取り組んでいます。この一環として能代市の魅力的な特産品等のPR、掘り起こし及び販売促進につなげるとともに、本市へふるさと納税された方へ感謝の意を表すため、能代市の魅力を発信できる“ふるさと特産品”を提供していただける協力事業者（以下「協力事業者」）を募集しております。

提供事業者のメリット

- ふるさと納税サイトに商品の画像、商品名、企業名などが掲載されます。
また、提供事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ります。
- 市が作成するふるさと納税パンフレットや市のホームページ等に商品及び企業名を掲載します。
- お礼の品発送時に自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

1 協力事業者の要件

下記の要件をすべて満たすこと。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、工場等を有する法人または個人
- (2) 市税の滞納が無いこと（納税猶予等の措置を受けている場合は除く。）
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

2 募集するふるさと特産品

市のPRにつながるような商品やサービス等であること。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ①能代市内で製造、加工、採取、栽培等をしているもの
 - ②市内で提供されるサービスであること
 - ③その他シティセールスに効果があると市長が認めるもの
- ※ただし、次のものは除きます。
- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- (2) 受注後速やかに発送できるもの（季節商品については別途相談）
 - (3) 飲食物は、商品到着後3日程度の賞味期限が保証されるもの（ただし、送付する直前に相手に電話等で到着日時等を確認してから発送する場合はこの限りでない）
 - (4) ふるさと納税者の寄附金額に応じて2,000円～100,000円の金額で提供できるもの（商品代、梱包代、消費税込／送料は別途能代市が負担します）

3 協力事業者にしていただくこと

(1) ふるさと特産品の発送業務

- ① 商品の準備
- ② ふるさと特産品発注票兼出荷報告票受領・確認
- ③ 梱包、出荷送り状の作成
- ④ 運送会社を集荷依頼
- ⑤ ふるさと特産品発注票兼出荷報告票に出荷送り状のコピーを貼付して市へ送付
- ⑥ ふるさと特産品に関するクレーム対応

(2) ふるさと特産品代金の精算業務

- ① ふるさと特産品実績報告兼請求書の発行（月末締め翌月10日までに市に送付）
- ② ふるさと特産品代金の受領（請求書が市に到着後2週間程度）

4 申込期間

随時受付しています。

5 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに能代市役所総合政策課まで提出してください。

- ① 能代市ふるさと特産品応募申込書（様式第1）
- ② 商品の画像データ
- ③ 応募する商品に関するパンフレット等（任意）

6 協力事業者の選考方法

市が申込内容を審査し、協力事業者及び返礼品を決定して通知いたします。

7 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、能代市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から提供事業者への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 積極的に能代市のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとし、また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) あらかじめ保健所等に応募する商品等の発送に必要な免許や表示方法等について確認し、基準等を満たしてください。
- (4) 1事業者あたりの返礼品数を制限する場合があります。
- (5) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- (6) 協力事業者は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・取りやめする場合において、事業者の登録を辞退するときは、速やかに市へ届出し、市は審査結果を通知するものとします。
- (7) 市は、登録された協力事業者が本要項1に定める要件、または、ふるさと特産品が本要項2に定める要件に適合しなくなると認める場合、その登録を中止することがあります。
- (8) この募集要項は、平成29年6月1日（木）から適用します。

9 申込み・問い合わせ先

能代市企画部総合政策課

TEL：0185-89-2142 FAX：0185-89-1770

E-mail：sougou@city.noshiro.lg.jp

